

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	山田友紀子	1	現在の救急車の受け入れ状況と救急対応がどの程度できているのかを教えてください。	市長：令和5年度上半期（4月～9月）の実績になりますが、新城消防署管内の救急車出動1,173件の内、656件を受け入れています。受入率は55.9%であります。 また、救急車出動1,173件の内、救急隊から収容の問い合わせがあったのは735件でしたので、収容の問い合わせありの場合の受入率は89.3%であります。 次に、救急対応の程度につきましては、救急対応は24時間365日対応が可能な体制を整えています。高度急性期の患者や脳血管疾患及び心血管疾患で発症直後の専門的治療が必要な患者の対応は難しい状況です。こうした対応が難しい患者は、救急車やドクターヘリで、主に東三河南部医療圏の3次救急医療機関である豊川市民病院、豊橋市民病院や循環器系疾患専門病院である豊橋ハートセンターに搬送されています。	令和6年度の実績は、新城消防署管内の救急車出動2,422件の内、1,243件を受け入れています。受入率は51.3%であります。 また、救急車出動2,422件の内、救急隊から収容の問い合わせがあったのは1,449件でしたので、収容の問い合わせありの場合の受入率は85.8%であります。 救急対応の程度につきましては、救急対応は24時間365日対応が可能な体制を整えています。高度急性期の患者や脳血管疾患及び心血管疾患で発症直後の専門的治療が必要な患者の対応は難しい状況です。こうした対応が難しい患者は、救急車やドクターヘリで、主に東三河南部医療圏の3次救急医療機関である豊川市民病院、豊橋市民病院や循環器系疾患専門病院である豊橋ハートセンターに搬送されています。	状況調査終了（R7）	総務企画課
R5	山田友紀子	2	現在の常勤医師の状況 ア 常勤医師の診療科の数 イ 常勤医師数の今後の見込み ウ 医師を増やすための取り組み	市長：「ア」常勤医師の診療科の数は10科です。診療科名と常勤医師数は、総合診療科が10名、消化器科・外科が3名、精神科、脳神経内科、腎臓内科、小児科、整形外科、泌尿器科、放射線科、歯科・口腔外科がそれぞれ1名であります。「イ」現時点で新たな常勤医師確保の見込みはありませんが、令和9年度には現在よりも4名増員となる25名の確保を目指しており、現在策定中の「新城市民病院経営強化プラン」でも目標値として設定することとしております。「ウ」浜松医科大学や名古屋大学等の関連医科大学及び愛知県等への医師派遣要請をさらに強化するとともに、愛知県のドクターバンクや民間医師紹介業者の積極的な活用を進めてまいります。 また、地元出身の医師や医大生を把握し地元回帰を働きかける取り組みや医師が働きやすい労働環境の整備に向けた研究・検討を進めてまいります。 さらに、地域医療に興味を持つ若手医師を確保するため、協力型臨床研修病院としての体制を維持するとともに、地域医療研修プログラムの充実を図ってまいります。	令和7年4月の常勤医師の診療科は、令和6年4月に脳神経外科の常勤医を1名確保することができたので、1科が増え11科です。診療科名と常勤医師数は、総合診療科が9名、消化器科・外科が3名、精神科、脳神経内科、腎臓内科、小児科、整形外科、泌尿器科、脳神経外科、放射線科、歯科・口腔外科がそれぞれ1名であります。 浜松医科大学や名古屋大学等の関連医科大学及び愛知県等への医師派遣要請をさらに強化するとともに、愛知県のドクターバンクや民間医師紹介業者の積極的な活用を進めてまいります。 また、地元出身の医師や医大生を把握し地元回帰を働きかける取り組みや医師が働きやすい労働環境の整備に向けた研究・検討を進めてまいります。 さらに、地域医療に興味を持つ若手医師を確保するため、協力型臨床研修病院としての体制を維持するとともに、地域医療研修プログラムの充実を図ってまいります。	状況調査終了（R7）	総務企画課
R5	山田友紀子	3	小児科・産婦人科について ア 科の設置予定 イ 医師の要請の有無	市長：「ア」科の設置予定ですが、小児科は既設の診療科になります。産婦人科は令和5年3月までは既設の診療科でしたが、医療法に規定される診療科の要件である「産婦人科を有する病院にあっては、分べん室及び新生児の入浴施設があること」を欠いたため、標榜を婦人科に変更しております。また、現在の婦人科の診療は、常勤医師が不在で代務医師が行っています。分べん室及び新生児の入浴施設の再整備だけでなく、複数の産婦人科の常勤医師の確保、小児の入院体制の整備など、産婦人科を再び標榜するために必要な条件を満たす見込みがない現状におきましては、産婦人科を診療科とする予定はありません。「イ」引き続き、関連医科大学等へ常勤医師の派遣を要請してまいります。また、派遣に至らないなど常勤医師を確保できない場合には、診療を途絶えさせることがないよう代務医師の派遣を要請してまいります。	「ア」科の設置予定ですが、小児科は既設の診療科になります。産婦人科は令和5年3月までは既設の診療科でしたが、医療法に規定される診療科の要件である「産婦人科を有する病院にあっては、分べん室及び新生児の入浴施設があること」を欠いたため、標榜を婦人科に変更しております。また、現在の婦人科の診療は、常勤医師が不在で代務医師が行っています。分べん室及び新生児の入浴施設の再整備だけでなく、複数の産婦人科の常勤医師の確保、小児の入院体制の整備など、産婦人科を再び標榜するために必要な条件を満たす見込みがない現状におきましては、産婦人科を診療科とする予定はありません。「イ」引き続き、関連医科大学等へ常勤医師の派遣を要請してまいります。また、派遣に至らないなど常勤医師を確保できない場合には、診療を途絶えさせることがないよう代務医師の派遣を要請してまいります。	状況調査終了（R7）	総務企画課
R5	山田友紀子	4	大規模災害に対する災害訓練など、どのような取り組みがありますか。	市長：大規模災害に対する災害訓練は、新城市民病院消防防災計画及び新城市民病院事業継続計画書（BCP）を踏まえて実施しています。具体的には、震度6強程度の大規模地震発生を想定し、災害対策本部設置訓練、被災状況報告書作成訓練、外部機関との通信訓練、トリアージによる傷病者受入訓練、消火訓練などを年2回の防火防災訓練に併せて実施しています。 また、自家発電機の燃料、医療ガス、食糧等については、道路等のインフラが寸断した場合の備えとして3日以上を備蓄しています。 さらに、DMAT（災害派遣医療チーム）指定医療機関に指定されていますので、他地域で大規模災害が発生した際には、現場に急行し、傷病者に対する医療活動を行う体制を整えています。能登半島地震にあたりまして、厚生労働省DMAT事務局の要請を受け、新城市民病院DMATとして医師2名を含む6名の職員を公立能登総合病院へ1月4日から7日まで派遣しています	大規模災害に対する災害訓練は、新城市民病院消防防災計画及び新城市民病院事業継続計画書（BCP）を踏まえて実施しています。具体的には、震度6強程度の大規模地震発生を想定し、災害対策本部設置訓練、被災状況報告書作成訓練、外部機関との通信訓練、トリアージによる傷病者受入訓練、消火訓練などを年2回の防火防災訓練に併せて実施しています。 また、自家発電機の燃料、医療ガス、食糧等については、道路等のインフラが寸断した場合の備えとして3日以上を備蓄しています。 当院のDMAT（災害派遣医療チーム）隊は下記の訓練へ参加し、高度かつ専門的な訓練により技能維持を図り、平時から災害に備えています。 ●内閣府主導の総合防災訓練における大規模地震時医療活動訓練 ●中部ブロックDMAT実動訓練 ※中部ブロック各9県（富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）	状況調査終了（R7）	総務企画課

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	山田友紀子	5	病院祭について ア 開催する目的と開催後効果 イ 参加者を増やす工夫	市長：「ア」開催する目的につきましては、 1. 市民に市民病院の医療活動を知っていただくこと。 2. 市民に健康への関心を高めていただくこと。 3. 子供たちが医療に興味を持ち将来の医療人材として育つこと。 であります。 開催後の効果につきましては、来場者アンケートで105名中の101名が「楽しかった」と回答されています。また、自由意見でも「とても病院を身近に感じることができました。」「病氣や治療・予防を知るきっかけになりました。」「健康管理に大変役立ちます。」「大人も子供も楽しめる内容が盛りだくさんでした。」など好意的なご意見が多くありました。コロナ禍の残影がある中、規模を縮小しての開催でしたが、来場者アンケートを見る限りにおいて、開催目的は果たすことができたと考えております。 「イ」参加者を増やす工夫ではありますが、病院祭の開催日程をしんしろ軽トラ市の開催日程に合わせて決めています。しんしろ軽トラ市の会場で病院祭チラシの配布や声掛けをしたこともあり、しんしろ軽トラ市を訪れた方が病院祭にも足を運ばれています。 また、事前周知といたしまして、広報ほのかやティーズの「いいじゃん新城」での告知、市内の公共施設や医療機関でのポスター掲示、出前講座での開催案内などを行っています。	令和6年度は病院祭を開催せず、12月にミニミニクリスマスコンサートを開催しました。 ピアノ演奏やハンドベル演奏、ギター演奏を行い、外来患者様や入院患者様、医療従事者等に癒しの時間を提供できました。また、参加者からは「良かった」、「楽しかった」と多くの声をいただくことができました。 今回はミニミニコンサートであり総合窓口の待合で行ったため広いスペースでないので広く広報は行いませんでした。	状況調査終了（R7）	総務企画課
R5	山田友紀子	6	意識障害や心肺停止、脳血管疾患、心血管疾患については、新城市民病院に問い合わせなく3次救急医療機関を第一選択として搬送されているのですか、お伺いします。	消防長：救急搬送の質問ですので消防でお答えをさせていただきます。 市民病院の問い合わせにつきましては、傷病者の程度によって変わります。程度のひどい重症の患者さんにつきましては、傷病者の搬送及び受け入れの実施基準というものが定められておりまして、その基準に基づいて、病院を選定するので、新城市民病院に問い合わせをせずに、3次病院の方に運ぶこともあります。		状況調査対象外	消防署
R5	山田友紀子	7	新城市から3次救急医療機関には距離があります。高齢者の多い新城市なので、より近くの新城市民病院で受け入れができると安心して暮らせるなと思います。受け入れができるような検討はされていますか、お伺いします。	経営管理部長：新城市民病院で受け入れができるようにするためには、受け入れができない疾患を担当する専門診療科に、複数の常勤医師、それとその処置に必要な医療技師を確保しなければなりません。 引き続き、常勤医師の確保に取り組んでまいりますが、受け入れができるまでは、豊川市民病院、豊橋市民病院、豊橋ハートセンターとの役割分担、連携が取れた現在の救急体制を行ってまいりたいと考えております。	新城市民病院で受け入れができるようにするためには、受け入れができない疾患を担当する専門診療科に、複数の常勤医師、それとその処置に必要な医療技師を確保しなければなりません。 引き続き、常勤医師の確保に取り組んでまいりますが、受け入れができるまでは、豊川市民病院、豊橋市民病院、豊橋ハートセンターとの役割分担、連携が取れた現在の救急体制を行ってまいります。	状況調査終了（R7）	総務企画課
R5	山田友紀子	8	新城市民病院を新設するタイミングで施設を整備していくことや、医師を確保していくことは考えていますか。お伺いします。	経営管理部長：新設をするというタイミングということではなく、複数の産婦人科の常勤医師の確保、それから看護師、或いは、助産師等といった医療従事者の確保のめどが立った段階で、施設の方を整備してまいりたいと考えております。	新設をするというタイミングということではなく、複数の産婦人科の常勤医師の確保、それから看護師、或いは、助産師等といった医療従事者の確保のめどが立った段階で、施設の方を整備してまいります。	状況調査終了（R7）	総務企画課

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	木下かつ子	9	遊休農地・耕作放棄地について (1) 遊休農地や耕作放棄地が増えている現状を、市はどのように捉え今後どのようにしていく考えですか。 (2) 遊休農地や耕作放棄地が市内に多くありますが、地権者から農作業ができないと相談があった場合、市ではどのような指導をしているか。 (3) これまで、養蚕、たばこ、芋、稲作、減反など、国にはさまざまな政策がありましたが、今は、国や市でどのような農業政策で進めているのか。	市長：「(1)農地は本来、所有者や耕作者、また、その家族等で管理されるものですが、高齢であるとか担い手がいらない、また不在地主が増えていることで、耕作放棄地が増える状況になってきています。これまでのように全ての農地を土地所有者や地域の方で守っていくことが、難しい状況になってまいりました。そのため、その地域と共に話し合って、今後守るべき農地を区分けしていくことが必要な時期に来ていると考えています。 地域の皆さんで守ることが可能な農地については、中山間地域直接支払交付金などの補助事業を活用し、地域の課題として、地域一体で農地を守っていただいているところです。 今後は、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」などを、愛知東農業同組合と市、地域の皆さんと考えていく必要があります。 その中で、担い手に地域の農地を集約するなど、要件に合った取り組みをしますと、交付金の対象となる場合があります。そういった交付金などを活用して地域の農地を守っていただけたらと考えております。 「(2)」市では、農地を貸したいという地権者の方の農地情報をまとめており、農地を借りて耕作をしたいという方が見えた場合には、情報を提供するマッチングも行っており、農地の利用に繋がるように努めています。 「(3)」農家の所得向上のため、その時代において、時節にあった作物栽培を愛知東農業協同組合とともに推奨し、産地化を図ってまいりました。 現在、市では、農業で比較的稳定した所得を見込むことが可能な「いちご」「夏秋トマト」「ほうれん草」「菌床しいたけ」を新規就農者に奨励しています。 新たな取組みとしまして、愛知東農業協同組合梅部会と未利用の梅で新しい商品の開発に取り組んでいます。 また、新たな高収益作物の生産に向けた研究につきましては、認定新規就農者となることが可能な農業所得(250万円)を達成できる新たな奨励品目として、新規就農者の確保に繋がる作物の研究を関係機関と協力して実施しています。	「(1)農地は本来、所有者や耕作者、また、その家族等で管理されるものですが、高齢であるとか担い手がいらない、また不在地主が増えていることで、耕作放棄地が増える状況になってきています。これまでのように全ての農地を土地所有者や地域の方で守っていくことが、難しい状況になってまいりました。そのため、その地域と共に話し合って、今後守るべき農地を区分けしていくことが必要な時期に来ていると考えています。 地域の皆さんで守ることが可能な農地については、中山間地域直接支払交付金などの補助事業を活用し、地域の課題として、地域一体で農地を守っていただいているところです。 今後は、「将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか」「誰に農地を集積・集約化していくのか」などを、愛知東農業同組合と市、地域の皆さんと考えていく必要があります。 その中で、担い手に地域の農地を集約するなど、要件に合った取り組みをしますと、交付金の対象となる場合があります。そういった交付金などを活用して地域の農地を守っていただけたらと考えております。 「(2)」市では、農地を貸したいという地権者の方の農地情報をまとめており、農地を借りて耕作をしたいという方が見えた場合には、情報を提供するマッチングも行っており、農地の利用に繋がるように努めています。 「(3)」農家の所得向上のため、その時代において、時節にあった作物栽培を愛知東農業協同組合とともに推奨し、産地化を図ってまいりました。 現在、市では、農業で比較的稳定した所得を見込むことが可能な「いちご」「夏秋トマト」「ほうれん草」「菌床しいたけ」を新規就農者に奨励しています。 新たな取組みとしまして、愛知東農業協同組合梅部会と未利用の梅で新しい商品の開発に取り組んでいます。 また、新たな高収益作物の生産に向けた研究につきましては、認定新規就農者となることが可能な農業所得(250万円)を達成できる新たな奨励品目として、新規就農者の確保に繋がる作物の研究を関係機関と協力して実施しています。	状況調査終了 (R7)	農業課
R5	木下かつ子	10	休耕地の菜花の活用について。 ア これまでに休耕地に菜花を育てることの検討はされましたか。あれば、その結果(状況)を教えてください。 イ 市ですすめいく上で課題になることはありますか。 ウ 個人で推奨していく場合、国や市の補助制度はありますか。	市長：「ア」市内には「新城菜の花ネット協議会」という、自主的に活動されている市民グループがあります。菜の花を愛する個人、又はグループで構成される協議会です。耕作が難しくなった農地を使って菜の花を栽培されています。 協議会では収穫した菜の花をこども園の園児に花束にして贈呈したり、小学校での搾油体験や希望者への菜種の配布などを行ってみえます。 「イ」栽培には日当たりが良くて水はけが良い農地が適しているため、水はけの悪い水田では、排水対策をしなければうまく育たない場合があるということです。 また、連作により根こぶ病などの病気の発生も危惧されています。 「ウ」なたね生産に関する国の支援策としましては、水田を活用し、販売を目的として、なたねを生産する農業者に対して10アールあたり2万円の補助事業があります。 この補助事業は、栽培するだけではなく、産地づくりに向けた取組みを対象とするため、事業方針や種まき前に販売先の確保までおこない、契約による実需との生産調整など事業化して収益を得るためには多くの投資や経費が必要になることから、事業化が難しく、本市においては実施していません。	「ア」市内には「新城菜の花ネット協議会」という、自主的に活動されている市民グループがあります。菜の花を愛する個人、又はグループで構成される協議会です。耕作が難しくなった農地を使って菜の花を栽培されています。 協議会では収穫した菜の花をこども園の園児に花束にして贈呈したり、小学校での搾油体験や希望者への菜種の配布などを行ってみえます。 「イ」栽培には日当たりが良くて水はけが良い農地が適しているため、水はけの悪い水田では、排水対策をしなければうまく育たない場合があるということです。 また、連作により根こぶ病などの病気の発生も危惧されています。 「ウ」なたね生産に関する国の支援策としましては、水田を活用し、販売を目的として、なたねを生産する農業者に対して10アールあたり2万円の補助事業があります。 この補助事業は、栽培するだけではなく、産地づくりに向けた取組みを対象とするため、事業方針や種まき前に販売先の確保までおこない、契約による実需との生産調整など事業化して収益を得るためには多くの投資や経費が必要になることから、事業化が難しく、本市においては実施していません。	状況調査終了 (R7)	農業課

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	望月 安子	11	中学生の制服について (1)市内の中学校の制服の見直しについて検討が進んでいるようですが、見直しを行うきっかけは何でしたか。また、現在の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。 (2)制服が統一・選択制になることにより期待される効果はありますか。また反対に、懸念することがあります か。 (3)この度の中学生の制服の見直しに関し、教育委員会が傾注した点をお聞かせください。	市長「(1)」見直しのきっかけは、令和4年度、市内の中学生が「制服の選択自由化」に向けて動き出したことでした。具体的には、東郷中学校生徒会が、制服の選択制に向けて全校アンケートを実施したことです。そして、教育委員会としては、そのような生徒が主体となった動きがあることを知り、昨年4月に教育委員会事務局と6中学校の校長からなる、「制服検討委員会」を立ち上げることになりました。 進捗状況ですが、令和5年7月、市内の小学校4年生以上のお全児童・生徒・保護者を対象としたアンケートを実施し、1,196件の回答を得ました。そして、アンケート結果を踏まえて制服見直しの方針を立て、導入時期を令和7年4月に設定したところ です。 現在、制服の製造メーカーに新制服のサンプル作成を依頼しています。また並行して、具体的にどの制服を採用していくのか等、新制服について検討を行う「制服検討委員会」に保護者・生徒の代表を加えた「拡大制服検討委員会」の設置に向け、メンバーを各中学校に選んでもらっているところ です。 「(2)」アンケートで寄せられた声で、最も多かった声の一つが、制服が高価であるということ でした。今後、市内統一の制服にすることで、学校間を超えて、制服のやり取りができるという利点が生まれ、リサイクル、リユースしやすくなり、経済的な負担軽減にもつながる と考えます。 また、これまでスカートをはくことに抵抗感をもっていた生徒もいました。スカート・ズボンを選択できることで、生徒一人一人の意思を尊重できるようになる と考えています。懸念されることとしては、市内で制服を統一することで、学校ごとの特色がなくなる 可能性があるということです。今後の検討の中で、学校の特色を出したいという声が多ければ、バッジやボタンなどで学校の特色を出すようなことも検討していきます。 「(3)」教育委員会が心がけていることは、迅速かつ適切に対応することです。制服の見直しは、市内中学校全体の問題で、決定や導入に多くの困難が予想されます。一方、制服選択制を希望する児童・生徒の中学時代は刻一刻と過ぎていきます。検討だけでなく具体的に動き出せない、ということにならないよう、可能な限り早期の実現を目指し検討してきました。 もう一つ大切にしていることは、児童生徒・保護者の声を尊重することです。教育委員会事務局と6中学校の校長で「制服検討委員会」を構成していますが、あくまで新制服導入が円滑に進むため、支援をするという立場 でいます。この1月からは、保護者・生徒の代表を加えた「拡大検討委員会」で、新制服についての具体的な検討が始まりますので、その方たちの声を尊重したうえで、より多くの方々の賛同が得られるよう対応してまいります。	(1)進捗状況と今後の予定について 令和6年1月～3月、5回、拡大制服検討委員会を開催しました。6中学校から生徒20名、保護者9名がメンバーに加わり、新制服について検討を重ねました。拡大制服検討委員会とは別に、委員の中から有志(生徒12名、保護者2名)が、デザイン部を立ち上げ、5回の検討委員会とは別に、2回、検討会を設け、新制服のデザインを検討しました。計7回の検討を経て、スラックス、スカートの柄と、制服着用の大まかな規則について決定 をしました。 令和6年4月、5月、前年度に引き続き、デザイン部の生徒(有志16名・保護者2名)が、リボン、ネクタイ、ボタン等、制服の細部の検討をし、このたび、新制服が決定しました。 今後は、6月、市内の制服販売店へ向けて、新制服の決定、今後の日程等を説明し、その後、報道発表、小中学生の児童生徒・保護者への広報活動を行っていきま す。	状況調査終了(R7)	教育政策課 学校教育指導室
R5	望月 安子	12	新制服のサンプル作成と並行して、保護者、生徒の代表を加えた拡大制服検討会を設置されるようですが、どのようなことを検討されていくのでしょうか。	教育長：拡大制服検討委員会で検討する内容ですが、まず一番は新しい制服を、どういうものにするか、選定するという、そこが一番の目的です。あわせて、もし生徒 或いは保護者が要望されるのであれば、例えばバッジを変えたりとか、ちょっとネーミングを入れたり だとか、そして、各学校の特色を入れていく、そんなことも検討の中に入ってくるかと思っております。	拡大制服検討委員会、デザイン部では、新制服のスラックス、スカートの柄、ジャケットの色、リボン、ネクタイの柄・色、ジャケットのボタンの色・デザインを決定しました。校章バッジや、名札に関しては、今後学校裁量とする予定 です。	状況調査終了(R7)	教育政策課 学校教育指導室
R5	望月 安子	13	スカート、ズボンを選択できることで、生徒一人一人の意思を尊重できるようになるということですが、誰もがスカートか、ズボンを選択できるということでしょうか。	教育長：おっしゃられる通りです。誰もが選択できるということです。	令和7年度の1年生の状況を見ると、学校ごとに違いはあるものの約80%の生徒が新しい制服を着用して学校生活を送っています。新制服を着ている女子生徒で、各校数名がズボンを はいております。多い学校では、2割の女子生徒がズボンを はいております。自由に選択できる雰囲気は、今後さらに広がると考えています。	状況調査終了(R7)	教育政策課 学校教育指導室
R5	望月 安子	14	学ランかブレザーかを選択できるようにしてあげて欲しい と思います。 新制服導入後も移行期間を設けず学ラン、セーラー服、ブレザーの中から着たいものを選択できるようにしていただけない でしょうか。	教育長：かなり難しい問題が含まれていると思います。新しい市の制服として定めますので、「それ以外は認めない」と そういう考えもあるかと思いますが、個人的には、制服がこれだから学校へ行けないとか、そういう状況は避けるべきだと思 っております。今、学生服、学ラン、セーラー服のことをおっしゃられました。場合に よっては全国的には、「私服でないと学校に行きません」とそういうふう に明言しているお子さんもいらっしゃる ので、特別な場合になるかと思いますが、よくよく話を お聞きして、対応できるようにしたいと思っております。多様性を尊重する というの は、やはり大事なところになってきておりますので、その部分については、保護者のご意向、子どもの意向を大切にしたい と思います。	原則としては、5年間の移行期間を設けております。令和12年度には、全員が新制服で過ごすこととなります。しかし、個別の事案については生徒や保護者とも相談 する中で、意向を大切にしていきたい と思います。	状況調査終了(R7)	教育政策課 学校教育指導室

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	望月 安子	15	制服を市内で統一するということですが、今まで各中学校で行っていたリユース会、譲渡会を市で大きくやることは検討されているのでしょうか。アンケート結果でも約5割の方が希望されています。	教育長：昨年7月のアンケート結果の中で保護者のご意見で最も多かったものの1つが、経済的負担をよく考えていただきたいと、そういう回答でした。ということは、市、学校を飛び越えて、市全体でリユースしやすい環境。そういうものを作っていく必要があると思いますので、今ご指摘の通り、そのような会というか情報も含めて、お伝えして、そういう環境つまり、お金をかけずに、ずっと長く使える、そういうことを検討してまいりたいと思っております。	市全体でリユースしやすい環境は整いましたので、市内の業者とも相談したうえで、よりよい方向性を見出していきます。	状況調査終了（R7）	教育政策課 学校教育指導室
R5	望月 安子	16	「決定や導入に多くの困難が予想されます。」ということですが、自分の着たいものを選択するときに、周囲の目を気にすることなくできるようにしてあげることが大切だと思います。そのため、学校内や、地域の方を対象にした研修、勉強会、講習会等の実施を検討されていますか。	教育長：現在のところ、そこまでの検討は進められておりませんが、昨年、LGBT、SOGI理解増進法も出されております。そういったところの理解っていうのは、日本人が、非常に弱い部分であるというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、保護者の方、或いは場合によっては中学生にも伝えながら、個人の考えが尊重されるっていうところは大事に考えていきたいと思っております。そのような会を今後設けていってことは検討する余地に十分にあるというふうに思っております。	小学校、中学校の道徳の授業では、発達段階に応じ「思いやり」「相互理解」「公正公平」等の項目において、多様な考え方があることを理解したり、誰に対しても優しく接する心を育んだりしています。また、2022年に文部科学省より示された、生徒指導の理論や考え方をまとめた「生徒指導提要」の改訂版には、「性的マイノリティー」に関する課題と対応」が盛り込まれました。そして、教職員のLGBTQへの理解促進の必要性が明記されました。各学校においても、児童生徒の実態に合わせた授業、生活指導、生徒指導や教職員の研修を進めてまいります。	状況調査終了（R7）	教育政策課 学校教育指導室
R5	夏目 良枝	17	長期休暇中の児童クラブについて (1)子育てに優しい児童クラブの取り組みがありましたらお聞かせください。 (2)全国的にはお弁当を注文し、届けてもらう児童クラブがあると聞いたことがあります。また、給食を提供しているところもあるようです。そのような仕組みの要望が、市内児童クラブから届いているかお聞かせください。また、現在、検討しているようでしたら、その状況をお聞かせください。 (3)家庭の協力、仕事場での勤務条件等、どこも家庭も様々な置かれた環境で調整していることと思いますが、児童クラブの開所（送り）の時間を早める、閉所（迎え）の時間を遅めるなど、現在、検討しているようでしたら、その状況をお聞かせください。	市長：「(1)」平成27年度に児童クラブの利用対象が小学校の全学年に拡大され、随時施設整備や環境改善を進めてきました。現在では、市内全ての小学校で通年で利用が可能になり、多くの児童が利用できるようになっております。子育てに優しい児童クラブの取り組みとしては、支援員に対して質の向上のために定期的に研修を実施し、児童が安心安全に過ごせるように努めています。また、食物アレルギーに配慮が必要な児童に対しては、保護者から児童の状況を聞き取り、学校とも連携を取りながら慎重に対応することはもちろんのこと、今年度から食物アレルギーの児童でも食べられるおやつに統一することで安全対策に努めるとともに、食べる場所を区別せず普段と変わらない生活環境を提供し、子どもの心情に配慮した取り組みをしています。 「(2)」過去に数件、弁当の手配などの要望は聞いているようですが、児童クラブは、限られた場所と人員の中で、安全面や衛生面の管理など細心の注意を払い児童と関わっている状況であり、それに加えて弁当の手配などを行うのは、食物アレルギーを持つ児童への配慮といった安全性の問題や、その間、利用児童の安全が確保できなくなることが想定されることから、現状の運営体制では難しい状況であると考えています。 ただ、保護者の方で弁当の取りまとめ等を行っていただければ、受け取りなどの協力は可能だと考えます。 「(3)」児童クラブでは、毎年利用者を対象に、ニーズ調査を実施しており、利用時間の延長の要望はあるものの少数であるため、18時以降についてはファミリー・サポート・センターのサービスをご案内しています。 また、開所時間を早める、あるいは終了時間を延ばすためには、支援員確保の課題がありますが、保護者の方のニーズを確認しながら検討していくとともに、その他の子育て支援サービスが利用しやすくなるような検討も併せて行ってまいります。	(1)児童が安心安全に過ごせるよう、児童クラブ支援員の質の向上のため、今年度もAED研修、アレルギー対応研修、熱中症対策研修を実施しました。また、10月から民間業者へ委託後も子育てに優しい児童クラブが継続できるようコンプライアンスを再確認する研修や子どもの人権に関する研修など資質の向上となる研修に取り組んでおります。 (2)夏休みに向けて注文弁当を実施するため、春休みにお試しで注文弁当を実施しました。 (3)ニーズ調査でも時間延長の希望が3割強あったことから、令和7年度から朝と夕方の時間延長の実施に向け運営規定の改正を行いました。	状況調査終了（R7）	こども未来課

新城市女性議会取り組み進捗状況調査票（令和5年度）

年度	議員名	No.	質問	答弁	現在の取り組み状況、今後の予定など	備考	担当課
R5	夏目良枝	18	保護者の方で弁当の取りまとめを行えば、受け取りをしてくださることですが、それは今年の春休みから可能ということでしょうか。また、弁当の取りまとめをいづれ児童クラブの方で行っていただける可能性はありますか。	健康福祉部長：私の方からは、弁当の取りまとめを保護者の方が行っていた場合に、春休みからできるのかということと、あと取りまとめ自体を児童クラブの方でできるのかというその2点について、答弁をさせていただきます。 まず1点目の受け取りを、保護者の方がまとめていただいて、受け取りだけ児童クラブでできるかということでありませけれども、もし実際やっていくとなると、すべての児童クラブで実施ということがまず前提になりますので、そうすると、すべての支援員への周知であるとか、調整、あとお弁当を受け取るための注意事項であったりとか、ルール、そういうことを決めるためには、準備時間が必要となってきますので、即春休みからというのは、実現についてはちょっと難しいのかなというふうに考えております。 それと、児童クラブで取りまとめということでもありますけども、今回、夏目議員の方からご質問をいただきましたので、この機会に支援員と情報の共有をいたしまして、安全面であるとか、先ほど言われた食中毒、衛生面であるとか、そういう課題の方を整理しながら、可能性については、今後研究していきたいと思っております。	夏休みに向けて注文弁当を実施するため、春休みにお試して注文弁当を実施しました。	状況調査終了（R7）	こども未来課
R5	夏目良枝	19	文部科学省の管轄である教育委員会ではノートタッチかというところ、ということもなく、奈良市では、公立の放課後児童クラブにおいて、教育部地域教育課が給食、昼食の提供を行っているようです。新城市も給食センターが稼働するようになりましたら、長期休暇中の児童クラブにも給食を提供していただく等、何か検討されているかどうか、お伺いします。	教育部長：給食センターのことについてご質問ありましたので教育委員会の方からお答えさせていただきます。 教育委員会としての最優先事項としては、今建設しております給食センターを計画通り進めて、今年の9月にこれまでと変わらない学校給食を提供していくことを、その給食センター建設に向けて、行っておるということでございます。 ただ、将来的には児童生徒数が減少していくということは十分承知しておりますので、そのことによって、今整備しています給食センターの調理能力に余剰が出てくるというような認識は持っておりますので、施設が動き出してから、その他にどういう対応ができるかということは考えていきたいと思っております。 そこで、今ご質問ありました、児童クラブの長期休暇中の給食提供ということですが、けれども、他の給食センターで長期休暇中どのような対応しているかとお聞きしますと、実際、長期休暇中に機器のメンテナンスを行ったとか、また、実際長期休暇中については調理をしない前提で、給食の実施については委託業務を結んでおりますので、そういう形で、新たに調理を行わない期間に調理を行うとなると、作業に伴う費用が発生するということもありますし、それに合わせて、長期休暇中は職員が勤務しないところがほとんどでありますので、それを勤務させるとなるとその方々の賃金も必要になってくるというような、金銭的な面も考えも当然必要になってきます。その辺の対応をどうするかというところ、いろんな課題、また、先ほどの例で言いますと、学校教育で作った給食センターで、厚生労働省の児童クラブの給食を提供している例があるということですが、基本的に、学校給食を作るための給食センターとして整備して、今国の補助金等ももらって、整備しておりますので、その辺が本当にクリアできるのかどうかといった、今までいくつか申し上げた、それらの課題をどのように、クリアしていくのかということを検討して、初めてできるかどうかの判断ができるのかなというふうに思っております。	夏季休暇中の給食調理を学校給食センターで実施し児童クラブへ提供する場合、答弁でお答えしたようにいくつかの課題があります。安全・安心な給食提供を継続して行うことが学校給食センターの最大の使命と考えますので、これを実施するために調理場内の全ての調理機器のメンテナンスを夏季休暇期間中にしっかりと行い、不具合箇所への対応や普段できない箇所の清掃を急入りを行うなどして、2学期以降の給食提供に備える必要があります。 学校給食センターは稼働後半年が経過していますが、夏季休暇をまだ経験していません。従いまして夏季休暇での調理が可能かどうかの判断は、メンテナンスの実施後でなければ判断が難しい状況でありますので、現時点で具体的な方策の検討は実施していません。 ただ、こども未来課において令和7年度の夏季休暇から弁当注文が可能になると聞いていますので、夏季休暇中の対応については、まずこの仕組みをご活用いただきますようお願いいたします。	状況調査終了（R7）	学校給食課
R5	夏目良枝	20	支援員の確保にもご苦労されていると思いますが、開所、閉所時間を前後5分程度広げることについての検討状況を教えてください。	健康福祉部長：5分程度広げるってことでですけども先ほどお答えしたように支援員の確保というのが、特に長期休みのときには、厳しいという状況があります。 今の状況では難しいのかなというふうには思っているところです。 ただ、保護者の就労支援、子育て支援という観点で児童クラブの開設時間を延長する、5分早めるとか、30分とかいろいろありますけど、そういうことにつきましては、夏目議員が言われる子育てにやさしいまちづくりという観点で考える必要性については十分認識しております。 特に、今年度、児童クラブ利用者へのニーズ調査とは別に、来年度予定しております子育て支援に関する計画策定のためのアンケート調査を実施しております。その中で児童クラブの利用について伺っておりまして、希望する理由、希望する利用時間帯であるとか、朝や夕方の利用希望の延長希望というものをお聞きしておりますので、今後アンケート結果を分析しまして、時間延長に伴う支援員の確保とか、実施内容とかにつきましては、総合的に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。	ニーズ調査でも時間延長の希望が3割強あったことから、令和7年度から朝と夕方の時間延長の実施に向け運営規定の改正を行いました。	状況調査終了（R7）	こども未来課